

財政援助団体等監査指摘事項

所管組織	区民部 区民文化国際課	団体名
		中野区国際交流協会
指摘の内容	<p>誤った収支報告書に基づき補助金を確定していたもの</p> <p>中野区国際交流協会に対する補助金の交付にあたっては、交付条件において「補助事業の中にその事業に係る収入額がある場合には、当該事業の補助金交付額と収入額の合算額から、当該事業に係る歳出決算額を差し引いたものを返還額とする」と補助金の返還を定めていた。</p> <p>しかし、同協会が提出した収支報告書においては、収入として計上すべき市民交流事業の参加料が計上されておらず、また、同報告書においては、補助対象事業外の経費が事業費として区に報告されていた。</p> <p>所管はこの報告書の提出を受け、内容の不備に気づくことなく、提出された報告書をもって補助金額を確定し、結果として補助金に過払が生じていた。</p> <p>また、市民交流事業の参加料を収入として計上する取扱いは、本来であれば、補助基準を改正した平成28年度から行うべきところ、現在に至るまで行われていないとのことであった。</p> <p>補助金の精算が適切に行われず、過払が発生していたことは不適正である。</p>	
原因・理由	<p>補助金の精算時に提出を求めている収支報告書の内容が不十分であり、未計上や計上間違いに気づくことができなかったため。</p> <p>市民交流事業の収入額の未計上については、補助対象事業とする際に収入の有無について十分に確認を取っていなかったため。</p>	
講じた措置の内容	<p>審査時に計上漏れや計上間違いを見落とさないようにするために、従来の収支報告書に加えて収入額の内訳や事業ごとの経費内訳の提出を求めた。</p> <p>過払い金の区への返還は既に完了している。</p> <p>今後、未計上や計上間違いが起こらないよう、年度ごとに補助金交付条件の確認を行う。また、補助金交付条件の見直しを行い、補助対象事業の明確化を図ることで、再発防止に努めていく。(令和2年度中から実施)</p>	